

使用料の見直しに関する「子ども施策の基本的な考え方（案）」について

【1 関係法令に基づく子ども・子育て支援の基本理念とは】※条文等は、要旨を抜粋しています。

《児童福祉法の基本理念》

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

《教育基本法の基本理念》

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

《次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法の基本理念》

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における、全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、国及び地方公共団体は、次世代育成・子育て支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

国及び地方公共団体の責務 ①児童（子ども）を心身ともに健やかに育成させるよう環境整備を行う責任を負う。

②社会教育施設を設置し、学習の機会及び情報の提供など、社会教育の振興に努める責務を有する。

⇒ 基本理念が具現化されるよう配慮しなければならない。

【2 本市の子ども施策の考え方】

（1）しずおか☆未来をひらく子どもプランの基本理念

子どもを取り巻くすべての人々が、相互に連携協力して子育て支援に取り組む

子育てに直接かかわる保護者をはじめ、地域や事業主、行政など子どもを取り巻くすべての人々がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携・協働しながら子ども子育て支援に取り組んでいく。

（2）静岡市の教育振興基本計画の基本理念

めざすべき子どもたちの姿を「たくましく、しなやかな子どもたち」

人々がゆとりと潤いのある生活を営む上で、自然、歴史、文化・芸術などに関して、子どもたちや地域住民が地域の文化などに触れる機会の提供を図るとともに、生涯にわたって学ぶ意欲を培う。

【3 公の施設使用料に関する従来の子どもの考え方】

《「子ども」の捉え方について》

【児童福祉法】 満18歳に達するまでの者

児童福祉法に基づく、「児童館及び類似施設」については、18歳までを「子ども」と捉えてきた。

【教育基本法】 義務教育を小中学生と定めている。

義務教育修了後の進路は必ずしも高校進学ではなく、一部経済活動を行うことから、「博物館及び類似施設」は使用料設定については、義務教育終了までを「子ども」と捉えてきた。

公の施設使用料設定（子ども料金無料化）の背景

平成14年度の小中学校の週5日制度導入に伴い、「家庭や地域社会における対応等」として「児童等が利用できる場所の確保について」学校施設のほか、公民館青少年教育施設等の社会教育施設、文化施設など児童等が利用できる場所の確保に努めること。また、博物館・美術館等の土曜日の子ども向け無料開放についても配慮すること。

（平成14年3月4日 文部科学事務次官通知より抜粋）

「児童館（11か所）及び類似施設（1か所）」

【対象】・児童（18歳以下）

【施設名】・児童館（11）、子ども刈刈イブ 妙（1）

【目的】・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。（法第40条）

【使用料】・児童福祉法、条例においては、使用料の概念はない。

- ・児童が安心できる安全な居場所の確保。
- ・子どもに対する相談支援を地域全体で行う場。

児童館：施設使用料は無料（全ての施設利用者）

類似施設：施設使用料を無料（18歳未満：高校生含む）

「博物館及び類似施設（6か所）」

【対象】・利用者制限はなし

【施設名】・登呂博物館、芹沢美術館、広重美術館、文化財資料館 静岡科学館、日本平動物園

【目的】・歴史、芸術、産業、自然科学等に関する資料等を展示しまたは身近に触れる機会を提供することにより、趣味・教養の向上や教育的補完などを目的とする。

【使用料】・条例により個別に判断（市の裁量とする）

- ・博物館等の利用により、生きがい創出、教養の向上、レクリエーションの機会の付与
- ・家族との交流促進に効果

施設使用料を無料（未就学児・小学校の児童・中学生及び準ずる方）

【4 公の施設に関する使用料見直しの考え方】

(1) 基本方針

行財政改革推進大綱における改革の方向「**受益と負担の明確化**」を位置づけ、「**受益者負担の原則**」と「**行政サービスの公平性・公正性**」を確保することを目的として、使用料の統一的な基準を設定し見直しを行う。(行革実施計画掲載事業)

- ① 使用料の改定にあたっては、「**受益者負担の原則**」と市民の理解を得ながら、経費節減を図るとともに、基準に基づき見直す。
- ② 使用料の改定は、利用者に過度の負担が生じることがないように、激変緩和措置を設けるなど、利用者に配慮する。
- ③ 利用率の低下を招かないよう、類似施設や市場価格を考慮し、改定額を調整することで適切な使用料を設定する。



【5 公の施設使用料における今後の子ども施策の考え方】

「**受益者負担の原則**」と「**行政サービスの公平性・公正性**（市内外の税負担など）」の観点から、利用者は全て「**受益者**」という考えのもと、使用料を負担していただく。

また、公の施設は税金によって維持管理されているということを学ぶことは、子どもの社会性を育むためにも重要である。

しかし、子どもは自ら収入を得ることができず、子育て支援は保護者が第一義的責任を有していること、子どもを取り巻くすべての人々は、相互に連携・協力して、子育て支援に取り組む必要がある。(※「子ども」の捉え方については、従来の考え方を、現在も踏襲している。)

このため、子どもの施設使用料については、設定基準の基本方針、施設の目的・性質・利用実態等と関係法令等の基本理念、子ども自身は経済力を持たないことを踏まえ、次の2つに分類して考えていく。

「児童館(11か所)及び類似施設(1か所)」

- 【施設名】・児童館(11)
・子どもクリエイティブタウン(1)

・児童館は、子どもたちに健全な遊びを通して集団的及び個別的指導や体力増進のための指導を行うことで、健康を増進するとともに、情操をゆたかにする。



・遊びのもつ教育効果は他で補うことができず、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任をもつという自主性、社会性、創造性を身につける効果がある。

〔使用料〕

- ・児童福祉法、条例においては、使用料の概念はない。
- ・施設の特性から使用料を設定することは適さない。

**児童館：引き続き無料とする
(全ての施設利用者)**

**類似施設：引き続き無料とする。
(18歳未満：高校生含む)**

「博物館類似施設等(6か所)」

- 【施設名】登呂博物館(公立博物館)、芹沢美術館(公立博物館)、
広重美術館(博物館相当施設)、文化財資料館(博物館類似施設)
日本平動物園(博物館類似施設)、静岡科学館(その他)

・博物館等は、全ての市民の趣味・教養の向上とレクリエーション等の機会を付与する。



・**全ての利用者が受益者負担の対象。**



・ただし、子どもが心身ともに健やかに育成するための、教育的補完として、一定の効果がある。また、歴史、芸術等に触れることで「学び」の場の提供となる。

・社会教育として、教育機会の提供は必要不可欠であること。

・「**設定基準**」に基づく「**受益者負担の原則**」、「**公平性・公正性**(市内外の税負担)」の観点、施設管理運営費は市民の税金で賄われている。

〔使用料〕

- ・(博物館法)：原則無料。但し、維持運営のためにやむを得ない場合は、必要な対価を徴収できる。(対象：登呂博物館・芹沢美術館)
- ・条例により個別に判断(市の裁量とする)



上記、考え方のもと、**低額な子ども料金の設定を検討していきたい。**

**① 市内の未就学児・小学校の児童・中学生及び準ずる方は、引き続き無料とする。
(通学・通園含む)**

**② 市外の小学校の児童・中学生及び準ずる方は、子ども料金を負担していただくこととする。
(未就学児は無料)**

※なお、学校行事の使用料については、各施設の目的や性質等を考慮し、減免規定を適宜設定する。

※子ども料金を無料とすることで、「公平性・公正性」の観点が増なわれないよう、コスト縮減策などについても、最大限努力していく。

改定前			改定後					
施設名	対象	市内外 区別なし	施設名	対象	市内	市外	県外	
登呂博物館、芹沢美術館 広重美術館、文化財資料館 日本平動物園、静岡科学館	中学生以下	無料	登呂博物館、芹沢美術館 広重美術館、文化財資料館	中学生	無料	低額		
				小学生		※1 無料	低額	
				未就学児		無料		
			日本平動物園、静岡科学館	中学生		無料	低額	
				小学生			低額	
				未就学児			無料	

※1 はキッズアートプロジェクトにより無料

※1 「キッズアートプロジェクトしずおか」

【目的】「本物の芸術・文化・歴史」に触れることで、子どもの感性を磨き、地域の芸術や文化・歴史を身につけることを目的に、H23年度に静岡県立美術館・駿府博物館が発起人として、他の博物館と協力し、「Kids Art Project Shizuoka 実行委員会」を立ち上げた。

【活動】H23年度に静岡市内の小学生37,000人を対象に登録した6館が無料で入館できる「ミュージアムパスポート」を配布、H25年度には、静岡県内に拡大し、県内小学校549校(20万4千人余)(対象施設43館)に同パスポートを配布した。

【市対象施設】「静岡市美術館(H24.7)」「広重美術館(H24.7)」「芹沢美術館(H24.7)」「登呂博物館(H24.7)」「文化財資料館(H25.4)」

※登呂博物館、芹沢美術館、広重美術館・文化財資料館は、現在、推進する「キッズアートプロジェクトしずおか」の趣旨を考慮し、県内の小学校の児童の使用料について、特段の配慮を検討する。